

事務事業チェックシート

事務事業No 344 事業名 育成（療育）医療費給付事業

[事業基本情報]

事業区分(1)	事業経費	○	管理経費	
	その他			
事業区分(2)	自治事務	○	法定受託事務	
	その他			
会計・予算区分	会計		一般会計	
	款		衛生費	
	項		保健衛生費	
	目		母子衛生費	
	大事業		母子衛生事業	
事項		育成（療育）医療費給付事業		

[長期総合計画]

分野別目標	2	個人を尊重し、人々がともに助け合う優しいまち
政策	1	地域福祉と健康づくりの推進
施策	2	健康づくりの推進
基本方針	2	母子保健対策の充実

[まち・ひと・しごと創生総合戦略]

基本目標		
政策		
施策		

事業種別	継続	主な事務事業	
事業期間	永年	～	
事業実施の根拠法令	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律		
関連個別計画	次世代育成支援行動計画 子ども・子育て支援事業計画		
担当課・担当課長 (Tel)	保健対策課	小浦保則 (488-5115)	
関連課			

「3つの約束・44の約束」との関連性

3つの約束	産業を元気に	まちを元気に	人を元気に	非該当
				○
44の約束				○

1 事業概要及び実施内容

	事業目的（「誰・何」をどういう状態にする）ための事業か）	事業内容				
事業概要	18歳未満の児童で身体に障害（一部先天性に限る）があり、その障害や病気を放置すると、将来において身体に障害を残すと認められる場合、手術等を行なうことにより、確実な治療効果が期待できるものを対象に、日常生活能力を回復、向上、もしくは獲得させることを目的としておこなう手術等の医療費の一部を公費で負担するための事業である。	事前申請が原則。治療を開始、または入院するまでに受給者証の発行を受けする必要があり、それにとりまなう器具等の申請が必要な場合がある。医療費の助成は、指定医療機関での治療・調剤に限り、承認有効期間は原則3か月。				
実施内容		平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度
		身体に障害のある児童に対しての医療給付申請事務・医療受給者証の交付事務を行った。	身体に障害のある児童に対しての医療給付申請事務・医療受給者証の交付事務を行った。	身体に障害のある児童に対しての医療給付申請事務・医療受給者証の交付事務を行った。	身体に障害のある児童に対しての医療給付申請事務・医療受給者証の交付事務を行う。	身体に障害のある児童に対しての医療給付申請事務・医療受給者証の交付事務を行う。

2 事業コスト

	平成25年度		平成26年度		平成27年度		平成28年度		平成29年度	
	当初予算	決算	当初予算	決算	当初予算	決算	当初予算	決算	計画	決算
事業費	10,647	10,432	10,736	11,672	9,519	9,554	10,538		10,538	
伸び率 (%)	-	-	0.8%		-11.3%		10.7%		0.0%	
人件費	常勤職員	2,167	2,198	2,148	1,885	2,148	2,234	2,185	2,185	
	非常勤職員		0	0	0	0	0	0	0	
	小計	2,167	2,198	2,148	1,885	2,148	2,234	2,185	2,185	
国庫支出金	5,293	4,534	5,338	5,047	4,727	4,726	5,236		5,236	
県支出金	2,425	2,078	2,669	2,523	2,363	2,363	2,618		2,618	
市債	0	0	0		0	0	0		0	
その他	0	0	0		0	0	0		0	
一般財源（税等）	2,929	3,820	2,729	4,102	2,429	2,465	2,684		2,684	
所要人数	常勤職員	0.29	0.29	0.29	0.25	0.29	0.29	0.29	0.29	
	非常勤職員	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0	0	0	
主な予算内訳	医療扶助費 9,454千円									

3 目標及び実績

		指標名及び達成状況			平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度
活動指標	受付件数				年度目標値				
					実績値	117	153	132	
	単位	件	全体目標値	全体目標達成度	年度別達成度				
			全体目標値	全体目標達成度	年度別達成度				
成果指標	医療費の給付件数				年度目標値				
					実績値	583	681	629	
	単位	件	全体目標値	全体目標達成度	年度別達成度				
			全体目標値	全体目標達成度	年度別達成度				

4 事業の評価

評価基準					
[妥当性]事業のニーズはあるか		増加している	○	横ばい	減少している
[妥当性]事業手段は妥当か	○	現行の手段でよい		一部見直しが必要	見直しが必要
[妥当性]官民の役割は妥当か	○	市が行うべき		他の主体との協働も可能	市が行う必要性は薄れている
[妥当性]緊急的に取り組む必要はあるか		急いで取り組む	○	中長期的に取り組む	緊急性は薄い
[有効性]更に効果が期待できるか		できる	○	あまりできない	できない
[有効性]成果目標はどの程度達成しているか	○	達成している(90%以上)		おおむね達成(70~90%未満)	達成していない(70%未満)
[有効性]上位施策への貢献度		重要かつ高い貢献度がある	○	一定の貢献度がある	貢献度は低い
[効率性]事業費を抑制できるか	○	できない		制約はあるが可能性はある	できる
[効率性]受益者負担の見直し	○	適正		負担は求められない	見直しが必要

5 今後の方向性 (担当課評価)

事業内容の方向性	充実				
	現状維持			○	
	縮小				
	廃止				
		ゼロ	縮小	現状維持	拡大
コスト投入の方向性					

担当課評価の根拠	障害者総合支援法に基づく法定の制度であり、かつ、国及び県の補助事業でもあることから、現状の医療費支給を継続する。
「見直し」 「改善」案	市内の主な指定医療機関との連携を密にして保護者の利便性の向上を図る。